

名古屋市公報	平成30年10月31日 第1281号	
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話〔052〕972-2246 編集兼 発行人 名古屋市総務局法制課長	

目次	ページ
条 例	
○ 名古屋市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例 (市経・地域振興課) (第59号)	3
告 示	
○ 指定障害福祉サービス事業者の指定について (健福・障害者支援課) (第606号)	5
○ 指定障害福祉サービス事業の廃止について (健福・障害者支援課) (第607号)	12
○ 指定一般相談支援事業等の廃止について (健福・障害者支援課) (第608号)	15
○ 指定管理者の指定 (市経・地域振興課) (第609号)	16
○ 岡山県、広島県、山口県及び愛媛県の一部の地域における市 税に関する申告期限等の指定 (財政・税制課) (第610号)	17
○ 福祉向市営住宅（障害者世帯）入居希望者の公募及び入居者 決定の抽せん (健福・障害企画課) (第611号)	18
○ 福祉向市営住宅（ひとり親世帯）入居希望者の公募及び入居 者決定の抽せん (子青・子ども未来企画室) (第612号)	23
○ 福祉向市営住宅（高齢者世帯・親子同居世帯）入居希望者の 公募及び入居者決定の抽せん (健福・高齢福祉課) (第613号)	27
○ 有料公園施設等の供用時間の変更について (緑土・緑地管理課) (第614号)	32
○ 有料公園施設等の無料開園について (緑土・緑地管理課) (第615号)	33
○ 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づ く形質変更時届出管理区域の指定について (環境・地域環境対策課) (第616号)	34
○ 個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金の 指定 (財政・税制課) (第617号)	36
教 育 委 員 会 告 示	
○ 指定管理者の指定 (第23号)	37
正 誤	
○ 平成30年10月24日付名古屋市公報第1280号中の訂正について	38

条 例 の あ ら ま し

○ 名古屋市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例（第59号）

1 改正内容

次のとおり新たにコミュニティセンターを設置します。（別表関係）

名 称	位 置
名古屋市岩塚コミュニティセンター	名古屋市中村区岩塚町 3丁目 192番地

2 施行期日

別に規則で定める日から施行します。

名古屋市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年10月23日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第59号

名古屋市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

名古屋市コミュニティセンター条例（昭和57年名古屋市条例第68号）の一部を次のように改正する。

別表中

「		名古屋市稲葉地コミュニティセンター	名古屋市中村区稲葉地町1丁目47番地	を
「		名古屋市稲葉地コミュニティセンター	名古屋市中村区稲葉地町1丁目47番地	に
		名古屋市岩塚コミュニティセンター	名古屋市中村区岩塚町3丁目192番地	
				」

改める。

附 則

この条例の施行期日は、規則で定める。

名古屋市告示第 606号

指定障害福祉サービス事業者の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第36条第 1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者として、次のとおり指定しました。

平成30年10月22日

名古屋市長 河 村 た か し

事業者（設置者） の名称及び主たる 事務所の所在地	事業所（施設）の 名称及び所在地	サービス等の 種類	事業所番号	指定年月 日
ウェルビー株式会 社 東京都中央区銀座 二丁目 3番 6号	就労定着支援事業 所ウェルビー名古 屋駅前センター 名古屋市中村区椿 町17番15号	就労定着支援	2310101015	平成30年 10月 1日
株式会社L I T A L I C O 東京都目黒区上目 黒二丁目 1番 1号	L I T A L I C O ワークス名古屋駅 前 名古屋市中村区椿 町18番22号	就労定着支援	2310101056	平成30年 10月 1日
株式会社L I T A L I C O 東京都目黒区上目 黒二丁目 1番 1号	L I T A L I C O ワークス名古屋駅 南 名古屋市中村区名 駅南一丁目17番25	就労定着支援	2310101197	平成30年 10月 1日

	号			
天馬商事株式会社 名古屋市千種区四 谷通 3丁目11番地 の 1	訪問介護事業所あ したば西ケアセン ター 名古屋市西区新道 一丁目 2番18号	居宅介護 重度訪問介護	2310201252	平成30年 10月 1日
社会福祉法人名古 屋市社会福祉協議 会 名古屋市北区清水 四丁目17番 1号	名古屋市障害者雇 用支援センター 名古屋市熱田区千 代田町20番26号	就労定着支援	2311100370	平成30年 10月 1日
特定非営利活動法 人たんぽぽ 名古屋市熱田区旗 屋二丁目 1番 1号	ヘルパーステーシ ョンたんぽぽ 名古屋市熱田区旗 屋二丁目 1番 1号	居宅介護 重度訪問介護	2311100586	平成30年 10月 1日
特定非営利活動法 人たんぽぽ 名古屋市熱田区旗 屋二丁目 1番 1号	五番町ショート 名古屋市熱田区五 番町18番29号	短期入所	2311100594	平成30年 10月 1日
社会福祉法人名古 屋ライトハウス 名古屋市昭和区川 名本町 1丁目 2番 地	明和就労定着支援 事業 名古屋市港区十一 屋一丁目70番地の 5	就労定着支援	2311200022	平成30年 10月 1日
株式会社L I T A L I C O 東京都目黒区上目 黒二丁目 1番 1号	L I T A L I C O ワークス名古屋丸 の内 名古屋市中区丸の 内二丁目16番 3号	就労定着支援	2316100284	平成30年 10月 1日
特定非営利活動法	就労定着支援セン	就労定着支援	2316100334	平成30年

人障がい者自立支援センターなごや 名古屋市中区平和一丁目 1番20号	ター「マーム」 名古屋市中区平和一丁目 1番20号			10月 1日
株式会社L I T A L I C O 東京都目黒区上目黒二丁目 1番 1号	L I T A L I C O ワークス名古屋金山 名古屋市中区正木四丁目 8番13号	就労定着支援	2316100359	平成30年 10月 1日
株式会社チームK コンサルティング 名古屋市中区丸の内二丁目20番 2号	チームK／ステラ ビィ就職塾 名古屋市中区錦二丁目 3番11号	就労定着支援	2316100375	平成30年 10月 1日
株式会社T E R I O S 名古屋市中区金山一丁目 9番20号	就労定着支援事業 所テリオス 名古屋市中区金山一丁目 9番20号	就労定着支援	2316100599	平成30年 10月 1日
株式会社クリエイ ターズ 石川県金沢市諸江町上丁 307番地25	脳卒中・身体障害 専門就労支援セン ター「リハス」 名古屋市中区丸の内二丁目 3番25号	就労移行支援	2316100961	平成30年 10月 1日
社会福祉法人名古屋 ライトハウス 名古屋市中区昭和区川名本町 1丁目 2番地	光和寮 名古屋市千種区仲田一丁目10番17号	就労定着支援	2316200365	平成30年 10月 1日
株式会社キート 名古屋市中区栄三丁目12番 6号	訪問介護のぞみ天 白医療モール 名古屋市天白区高	居宅介護 重度訪問介護	2316401146	平成30年 10月 1日

	宮町1305番地の 1			
株式会社L i f e ・遊 名古屋市天白区植 田山一丁目1802番 地	サンスマイル 名古屋市天白区植 田山一丁目1802番 地	居宅介護 重度訪問介護	2316401153	平成30年 10月 1日
株式会社S E N S E 名古屋市天白区植 田三丁目 505番地	チャイルドケアH E A R T Hアカデ ミー 名古屋市天白区池 場二丁目1108番地	生活介護 自立訓練（機 能訓練） 自立訓練（生 活訓練）	2316401161	平成30年 10月 1日
株式会社L I T A L I C O 東京都目黒区上目 黒二丁目 1番 1号	L I T A L I C O ワークス名古屋千 種 名古屋市千種区内 山三丁目10番17号	就労定着支援	2317100564	平成30年 10月 1日
特定非営利活動法 人シェアリング・ ライフ 名古屋市千種区内 山三丁目 7番11号	ワーキング・ライ フ 名古屋市千種区内 山三丁目 7番11号	就労定着支援	2317100580	平成30年 10月 1日
医療法人福智会 名古屋市昭和区東 畑町 2丁目30番地 の 3	くうねる 名古屋市千種区今 池五丁目19番12号	就労定着支援	2317100895	平成30年 10月 1日
株式会社I M P R E S S I O N 名古屋市千種区仲 田二丁目15番12号	生活介護はたらく ぞう 名古屋市千種区千 種通 6丁目26番地 の 1	生活介護	2317101042	平成30年 10月 1日

株式会社 I M P R E S S I O N 名古屋市千種区仲 田二丁目15番12号	生活介護 P E A C H 名古屋市千種区向 陽一丁目 3番29号	生活介護	2317101059	平成30年 10月 1日
株式会社ユナイテ ッドユニーク 名古屋市東区葵三 丁目12番 7号	ノックス P L U S 名古屋市東区葵三 丁目12番 7号	就労定着支援	2317200471	平成30年 10月 1日
株式会社ホームス イート 愛知県西尾市伊藤 町村 4番地 4	就労定着支援パレ ット大曾根 名古屋市北区大曾 根四丁目18番31号	就労定着支援	2317301204	平成30年 10月 1日
株式会社リハピネ ス 名古屋市千種区千 代が丘 3番 3号	あいじゅ R e h a & S t a y 名古屋市守山区西 島町 4番37号	生活介護 自立訓練（機 能訓練） 自立訓練（生 活訓練）	2317601611	平成30年 10月 1日
医療法人永朋会 名古屋市千種区茶 屋が坂一丁目12番 2号	就労定着支援事業 所 F I T 名古屋市名東区社 台三丁目 177番地	就労定着支援	2318000979	平成30年 10月 1日
社会福祉法人ゆた か福祉会 名古屋市南区泉楽 通 4丁目 5番地の 3	ワークセンターフ レンズ星崎 名古屋市南区石元 町 3丁目28番地の 3	就労定着支援	2318100365	平成30年 10月 1日
株式会社 L I T A L I C O 東京都目黒区上目 黒二丁目 1番 1号	L I T A L I C O ワークス名古屋野 並 名古屋市緑区鳴海	就労定着支援	2318500572	平成30年 10月 1日

	町字小森 8番地の 6			
株式会社あいぼ 名古屋市緑区六田 二丁目74番地	ヘルパー事業所あ いぼ 名古屋市緑区六田 二丁目74番地	居宅介護 行動援護	2318501323	平成30年 10月 1日
ケアーズライフア ットホーム株式会 社 名古屋市緑区鳴海 町字赤塚55番地の 1	ライフサポートマ ミーケアサービス 名古屋市緑区鳴海 町字赤塚55番地の 1	居宅介護 重度訪問介護	2318501331	平成30年 10月 1日
特定非営利活動法 人グリーンハート 名古屋市緑区六田 一丁目78番地	多機能型事業所わ かた 名古屋市緑区若田 二丁目 920番地	自立訓練（生 活訓練） 就労継続支援 B型	2318501349	平成30年 10月 1日
株式会社ファース トステップ 名古屋市東区泉一 丁目19番 8号	こだまのいえ宝神 名古屋市港区宝神 四丁目2101番地の 6	共同生活援助	2321200137	平成30年 10月 1日
合同会社爽風 名古屋市中川区東 春田一丁目62番地	グループホームさ わやかな風 名古屋市中川区東 春田一丁目62番地	共同生活援助	2321300192	平成30年 10月 1日
株式会社フローラ 名古屋市中川区長 良町 5丁目 104番 地の 2	らいふはうす 名古屋市中川区中 郷一丁目33番地	共同生活援助	2321300200	平成30年 10月 1日
合同会社きんぷく 名古屋市天白区保	だいふくハウス 名古屋市天白区保	共同生活援助	2326400146	平成30年 10月 1日

呂町2432番地	呂町2432番地			
K O S E 株式会社 名古屋市緑区鳴海 町字姥子山 200番 地	K A N A D E ホー ム 名古屋市守山区元 郷二丁目 105番地	共同生活援助	2327600207	平成30年 10月 1日
株式会社日進サン ウォーク 愛知県尾張旭市印 場元町一丁目 2番 地15	日進サンウォーク 名古屋市名東区山 の手二丁目1313番 地	共同生活援助	2328000100	平成30年 10月 1日

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

名古屋市告示第 607号

指定障害福祉サービス事業の廃止について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第46条第 2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から、次のとおり廃止の届出がありました。

平成30年10月22日

名古屋市長 河 村 た か し

事業者（設置者） の名称及び主たる 事務所の所在地	事業所（施設）の 名称及び所在地	サービス等の 種類	事業所番号	廃止年月 日
有限会社たんぽぽ 名古屋市南区明治 一丁目 5番12号	ヘルパーステーシ ョンたんぽぽ 名古屋市南区明治 一丁目 5番12号	居宅介護 重度訪問介護	2311100065	平成30年 9月30日
有限会社たんぽぽ 名古屋市南区明治 一丁目 5番12号	五番町ショート 名古屋市熱田区五 番町18番29号	短期入所	2311100065	平成30年 9月30日
株式会社和ほのか 名古屋市中川区松 年町 3丁目29番地	訪問介護穂乃香 名古屋市中川区松 年町 1丁目70番地 の 1	居宅介護 重度訪問介護	2311301143	平成30年 9月30日
株式会社花の木 名古屋市西区花の 木一丁目 1番17号	介護センター花の 木つる舞 名古屋市昭和区鶴 舞二丁目12番24号	居宅介護 重度訪問介護	2316200886	平成30年 9月30日

株式会社SKS 名古屋市千種区千種一丁目30番 2号	サンスマイルちくさ 名古屋市千種区千種一丁目30番 2号	居宅介護 重度訪問介護	2317100572	平成30年 9月30日
株式会社ZERO 名古屋市千種区春岡二丁目13番 5号	生活介護PEACH 名古屋市千種区向陽一丁目 3番29号	生活介護	2317100838	平成30年 9月30日
株式会社ZERO 名古屋市千種区春岡二丁目13番 5号	生活介護はたらくぞう 名古屋市千種区千種通 6丁目26番地の 1	生活介護	2317100846	平成30年 9月30日
特定非営利活動法人かくれんぼ 名古屋市北区金城町 4丁目56番地	介護サービスかくれんぼ 名古屋市北区金城町 4丁目47番地	同行援護	2317300289	平成30年 9月30日
株式会社フィールハート 名古屋市守山区小幡五丁目11番14号	ヘルパーステーションぽぷら 名古屋市守山区小幡五丁目11番14号	同行援護	2317600837	平成30年 9月30日
有限会社シマ企画 愛知県尾張旭市本地ヶ原二丁目66番地の 2	ケアスタイル名東 名古屋市守山区向台一丁目1210番地	同行援護 行動援護	2317600944	平成30年 9月30日
一般社団法人マミーケアサービス 名古屋市緑区鳴海町字赤塚55番地の 1	マミーケアサービス 名古屋市緑区鳴海町字赤塚55番地の 1	居宅介護 重度訪問介護	2318501232	平成30年 9月30日

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

名古屋市告示第 608号

指定一般相談支援事業等の廃止について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第51条の25第 2項及び第 4項並びに児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第24条の32第 2項の規定により指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者から、次のとおり廃止の届出がありました。

平成30年10月22日

名古屋市長 河 村 た か し

事業者（設置者） の名称及び主たる 事務所の所在地	事業所（施設）の 名称及び所在地	サービス等の 種類	事業所番号	廃止年月 日
株式会社恵 名古屋市緑区鳴海 町字上汐田12番地	相談支援事業所シ ヤイン	一般相談支援 特定相談支援	2336400102	平成30年 9月30日
	名古屋市天白区植 田南二丁目 111番 地	障害児相談支 援	2376400103	
株式会社ワークラ イフクリエイト 名古屋市緑区桃山 四丁目 129番地	相談支援ゆず	一般相談支援 特定相談支援	2338500172	平成30年 9月30日
	名古屋市緑区桃山 四丁目 129番地	障害児相談支 援	2378500165	

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

名古屋市告示第 609 号

指定管理者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者を次のとおり指定しました。

平成30年10月23日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
名古屋市川中コミュニティセンター	名古屋市北区福德町 5 丁目11番地 川中学区連絡協議会 会長 神 野 英 之

2 指定の期間 施設の供用開始日から平成40年 3 月31日まで

名古屋市市民経済局地域振興部地域振興課

名古屋市告示第 610 号

岡山県、広島県、山口県及び愛媛県の一部の地域における市税に
関する申告期限等の指定

名古屋市市税条例施行細則（昭和31年名古屋市規則第39号）第9条第1項の規定に基づき、平成30年名古屋市告示第445号（岡山県、広島県、山口県及び愛媛県の一部の地域における市税に関する申告期限等の延長）において別途市長が定めることとされている期日のうち、次に掲げる地域に住所地又は本店若しくは主たる事務所若しくは事業所の所在地を有する者に係るものについては、その期限が平成30年7月5日から同年11月26日までの間に到来するものについて、同月27日とします。

平成30年10月23日

名古屋市長 河 村 た か し

都道府県名	地 域
岡 山 県	岡山市北区、岡山市東区、笠岡市、井原市、総社市、高梁市及び小田郡矢掛町
広 島 県	広島市安芸区、呉市、竹原市、三原市、尾道市、東広島市、江田島市、安芸郡府中町、安芸郡海田町、安芸郡熊野町及び安芸郡坂町
山 口 県	岩国市周東町
愛 媛 県	宇和島市、大洲市及び西予市

名古屋市財政局税務部税制課

名古屋市告示第 611号

福祉向市営住宅（障害者世帯）入居希望者の公募及び入居者決定
の抽せん

名古屋市営住宅条例（昭和29年名古屋市条例第25号。以下「住宅条例」という。）第4条第1項の規定により、市営住宅に入居を希望する者を次のとおり公募します。

なお、住宅条例第8条第1項の規定による選考の結果入居申込者数が公募戸数を超えた場合には、同条第2項の規定により、入居者決定の抽せんを行います。

平成30年10月24日

名古屋市長 河 村 た か し

1 定義

この告示において「障害者世帯」とは、入居者若しくは同居し若しくは同居しようとする親族が次の各号のいずれかに該当する者の世帯又は次の各号のいずれかに該当する者の単身世帯とする。

ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時介護を必要とし、かつ、これを受けることができない者又は本項（4）のイに該当する者の単身世帯を除く。

- (1) 戦傷病者にあつては、恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表の3に規定する第1款症以上の障害があり、かつ、戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により交付を受けた戦傷病者手帳を所持している者
- (2) 戦傷病者以外の身体障害者（満18歳未満の児童を含む。）にあつては、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に規定する4級以上の障害があり、かつ、身体障害者福祉法（昭和24年法律

第 283号) 第15条第 4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳を所持している者

(3) 知的障害者（満18歳未満の児童を含む。）にあつては、中央療育センターの長、児童相談所の長又は知的障害者更生相談所の長の判定により、重度、中度又は軽度の知的障害者とされた者

(4) 原子爆弾被爆者にあつては、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成 6年法律第 117号）第 2条の規定により交付を受けた被爆者健康手帳を所持している者で次のいずれかに該当する者

ア 同法第11条第 1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

イ 同法第27条の規定による健康管理手当の支給を受けている者

(5) 精神障害者にあつては、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第 123号）第45条の規定により交付を受けた精神障害者保健福祉手帳を所持している者

(6) ハンセン病療養所入所者等にあつては、ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第 2条に規定する者

(7) 難病患者にあつては、次のいずれかに該当する者

ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17年法律第 123号。以下「障害者総合支援法」という。）第22条第 8項の規定により交付された障害福祉サービス受給者証のうち障害種別欄又はそれに類する欄において主たる障害が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）

第 1条に基づき厚生労働大臣が定める特殊の疾病（イにおいて「難病等」という。）であることを示す記号の記載があるものを所持する者

イ 障害者総合支援法第51条の 7第 8項の規定により交付された地域相談支援受給者証のうち障害種別欄又はそれに類する欄において主たる障害が難病等であることを示す記号の記載があるものを所持する者

ウ 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第 7条第 4項の規定により交付された医療受給者証を所持する者

2 市営住宅・障害者世帯向け（一般）

(1) 申込みの資格

ア 市内に居住しているか、又は市内に勤務場所を有する障害者世帯であること。

イ 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の予約者で平成31年 5月31日までに全員で入居できる者及び事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）があること。

ウ 住宅条例第 5条第 1項第 3号に規定する基準の収入であって、独立の生計を営み、同条例に基づいて定める家賃及び敷金を支払う能力があること。

エ 現に住宅に困窮していることが明らかであること。

オ 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3年法律第77号）第 2条第 6号に規定する暴力団員でないこと。

カ 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が市営住宅又は定住促進住宅に入居していた者であって、未納の家賃又は損害賠償金があるものでないこと。

キ 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が住宅条例第34条第 1項（第 1号、第 3号、第 4号及び第 5号に該当するときに限る。）又は名古屋市定住促進住宅条例（平成 6年名古屋市条例第46号。以下「定住条例」という。）第20条第 1項（第 1号、第 3号、第 4号及び第 5号に該当するときに限る。）の規定による明渡しの請求を受けて市営住宅又は定住促進住宅を明け渡した者であって、その明渡しの日の翌日から起算して 3年（ただし、住宅条例第20条の 2又は定住条例第16条の 2の規定に違反したことにより明渡しの請求を受けた者については10年、そのうち住宅条例第 5条第 2項各号に定める者は 5年）を経過しない者がいないこと。

ク 原則として、保証人 1名を立てることができること。

(2) 申込み用紙の交付

ア 場所

各社会福祉事務所、各社会福祉事務所支所、各保健センター及び各保健センター分室（精神・難病等窓口）

イ 日時

平成30年10月31日（水）から同年11月14日（水）までの午前 8時45分から午後 5時15分まで。ただし、11月 3日（土）、 4日（日）、10日（土）及び11日（日）を除く。

(3) 申込みの受付

ア 方法

市営住宅入居申込書を、申込者の居住地（市外に居住する場合は勤務地）を所管区域とする社会福祉事務所又は社会福祉事務所支所に持参又は郵送により提出する。

なお、1(5)又は1(7)に該当する場合にあっては、申込者の居住地（市外に居住する場合は勤務地）を所管区域とする保健センター又は保健センター分室（精神・難病等窓口）に、1(6)に該当する場合にあっては、健康福祉局健康部感染症対策室に持参又は郵送により提出する。

イ 期間

平成30年11月 1日（木）から同月14日（水）までの午前 8時45分から午後 5時15分まで。ただし、同月 3日（土）、 4日（日）、10日（土）及び11日（日）を除く。

郵送の場合、期間内の消印のあるものは有効とする。

(4) 抽せん

ア 場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市役所西庁舎12階第10会議室

イ 日時

平成30年12月13日（木）午前10時30分

(5) 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 33戸

3 市営住宅・障害者世帯向け（車いす専用）

(1) 申込みの資格

2(1)と同じ申込み資格を有し、かつ、車いすを利用する次の各号のいずれかに該当する者が属する世帯

ア 戦傷病者特別援護法第4条の規定により交付を受けた、戦傷病者手帳を所持している者であつて、その障害が下肢又は体幹かつ恩給法別表第1号表の2の規定により、特別項症から第3項症とされている者

イ 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により下肢又は体幹の障害で交付を受けた1級から4級の身体障害者手帳を所持している者

(2) 申込み用紙の交付

2(2)に同じ。

(3) 申込みの受付

2(3)に同じ。

(4) 抽せん

2(4)に同じ。

(5) 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 13戸

事故住宅 2戸

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害企画課

名古屋市告示第 612号

福祉向市営住宅（ひとり親世帯）入居希望者の公募及び入居者決定の抽せん

名古屋市営住宅条例（昭和29年名古屋市条例第25号。以下「住宅条例」という。）第 4条第 1項の規定により、市営住宅に入居を希望する者を次のとおり公募します。

なお、住宅条例第 8条第 1項の規定による選考の結果入居申込者数が公募戸数を超えた場合には、同条第 2項の規定により、入居者決定の抽せんを行います。

平成30年10月24日

名古屋市長 河 村 た か し

1 定義

この告示において、「ひとり親世帯」とは、次の各号のいずれかに該当する世帯とする。

- (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第 129号）第 6条第 1項に規定する「配偶者のない女子」又はこれに準ずる女子であって市長が認めたもの及びその者が扶養する20歳未満の児童で構成される世帯
- (2) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第 6条第 2項に規定する「配偶者のない男子」又はこれに準ずる男子であって市長が認めたもの及びその者が扶養する20歳未満の児童で構成される世帯
- (3) 配偶者の暴力により、婚姻関係が事実上破綻している女子又は男子として市長が認めたもの及びその者が扶養する20歳未満の児童で構成されている世帯

2 申込みの資格

- (1) 市内に居住しているか、又は市内に勤務場所を有するひとり親世帯であ

ること。ただし、同居しようとする親族がある場合は、次のいずれかに該当する者とする。

ア 申込者の児童に係る60歳以上の祖父母

イ 申込者の20歳以上の子（当該子が申込者の所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第34号に規定する扶養親族（以下「扶養親族」という。）である場合又は離婚後間がないなど申込者の扶養親族でないことにつき、やむを得ない理由があるときであって、扶養親族と同等の状態であると認められる場合に限る。）

ウ 障害者向市営住宅申込み可能者と同程度の障害を持つ親族

- (2) 住宅条例第5条第1項第3号に規定する基準の収入であって、独立の生計を営み、同条例に基づいて定める家賃及び敷金を支払う能力があること。
- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。
- (4) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (5) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が市営住宅又は定住促進住宅に入居していた者であって、未納の家賃又は損害賠償金があるものでないこと。
- (6) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が住宅条例第34条第1項（第1号、第3号、第4号及び第5号に該当するときに限る。）又は名古屋市定住促進住宅条例（平成6年名古屋市条例第46号。以下「定住条例」という。）第20条第1項（第1号、第3号、第4号及び第5号に該当するときに限る。）の規定による明渡しの請求を受けて市営住宅又は定住促進住宅を明け渡した者であって、その明渡しの日の翌日から起算して3年（ただし、住宅条例第20条の2又は定住条例第16条の2の規定に違反したことにより明渡しの請求を受けた者については10年、そのうち住宅条例第5条第2項各号のいずれかに該当する者は5年）を経過しない者でないこと。
- (7) 原則として、保証人1名を立てることができること。

3 申込書等の交付

(1) 場所

各区役所及び各区役所支所

(2) 日時

平成30年10月31日（水）から11月14日（水）までの午前 8時45分から午後 5時15分まで。ただし、11月 3日（土）、 4日（日）、10日（土）及び11日（日）を除く。

4 申込みの受付

(1) 方法

ア 市営住宅入居申込書を、申込者の居住地を所管区域とする社会福祉事務所又は社会福祉事務所支所（以下「社会福祉事務所等」という。）の窓口提出する。ただし、市外に居住する者は、勤務地を所管区域とする社会福祉事務所等の窓口提出する。

イ 名古屋市ひとり親家庭手当受給者又は本市内に居住している児童扶養手当受給者若しくは愛知県遺児手当受給者であって、アにより難しい場合には、市営住宅入居申込書を郵送により提出できる。

(2) 期間

ア 社会福祉事務所等の窓口提出する場合は、平成30年11月 1日（木）から同月14日（水）までの午前 8時45分から午後 5時15分まで。ただし、同月 3日（土）、 4日（日）、10日（土）及び11日（日）を除く。

イ 郵送により申込書を提出する場合は、平成30年11月 1日（木）から同月14日（水）まで。ただし、期間内の消印のあるものは有効とする。

5 抽せん

(1) 場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号
名古屋市役所西庁舎12階第10会議室

(2) 日時

平成30年12月13日（木）午後 1時30分

6 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 24戸

名古屋市子ども青少年局子ども未来企画担当部子ども未来企画室

名古屋市告示第 613号

福祉向市営住宅（高齢者世帯・親子同居世帯）入居希望者の公募
及び入居者決定の抽せん

名古屋市営住宅条例（昭和29年名古屋市条例第25号。以下「住宅条例」という。）第 4条第 1項の規定により、市営住宅に入居を希望する者を次のとおり公募します。

なお、住宅条例第 8条第 1項の規定による選考の結果入居申込者数が公募戸数を超えた場合には、同条第 2項の規定により、入居者決定の抽せんを行います。

平成30年10月24日

名古屋市長 河 村 た か し

1 定義

この告示において、「高齢者世帯」とは、60歳以上の者の単身世帯又は60歳以上の者及びその者の民法上の親族で次の各号のいずれかに該当する者からなる世帯とする。

ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時介護を必要とし、かつ、これを受けることができない60歳以上の者の単身世帯を除く。

- (1) 配偶者（婚姻の予約者で平成31年 5月31日までに全員で入居できる者及び事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
- (2) 18歳未満の児童
- (3) 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第 5号に規定する 4級以上の障害があり、かつ、身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283号）第15条第 4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳を所持している者
- (4) 児童相談所の長又は知的障害者更生相談所の長の判定により、重度、中度又は軽度の知的障害者とされた者

- (5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第 123号）第 45条の規定により交付を受けた精神障害者保健福祉手帳を所持している者
- (6) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成 6年法律第 117号）第 2条の規定により交付を受けた被爆者健康手帳を所持している者で次のいずれかに該当する者
 - ア 同法第11条第 1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
 - イ 同法第27条の規定による健康管理手当の支給を受けている者
- (7) 56歳以上の者
- (8) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成 13年法律第63号）第 2条に規定する者
- (9) 難病患者にあっては、次のいずれかに該当する者
 - ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17年法律第 123号。以下「障害者総合支援法」という。）第22条第 8項の規定により交付された障害福祉サービス受給者証のうち障害種別欄又はそれに類する欄において主たる障害が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第 1条に基づき厚生労働大臣が定める特殊の疾病（イにおいて「難病等」という。）であることを示す記号の記載があるものを所持する者
 - イ 障害者総合支援法第51条の 7第 8項の規定により交付された地域相談支援受給者証のうち障害種別欄又はそれに類する欄において主たる障害が難病等であることを示す記号の記載があるものを所持する者
 - ウ 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第 7条第 4項の規定により交付された医療受給者証を所持する者

2 一般空家住宅・高齢者専用住宅

(1) 申込みの資格

- ア 申込者が市内に居住しているか、又は市内に勤務場所を有する高齢者世帯に属する者であること。
- イ 住宅条例第 5条第 1項第 3号に規定する基準の収入であって、独立の

生計を営み、同条例に基づいて定める家賃及び敷金を支払う能力があること。

ウ 現に住宅に困窮していることが明らかであること。

エ 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員でないこと。

オ 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が市営住宅又は定住促進住宅に入居していた者であって、未納の家賃又は損害賠償金があるものでないこと。

カ 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が住宅条例第 34 条第 1 項（第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 5 号に該当するときに限る。）又は名古屋市定住促進住宅条例（平成 6 年名古屋市条例第 46 号。以下「定住条例」という。）第 20 条第 1 項（第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 5 号に該当するときに限る。）の規定による明渡しの請求を受けて市営住宅又は定住促進住宅を明け渡した者であって、その明渡しの日の翌日から起算して 3 年（ただし、住宅条例第 20 条の 2 又は定住条例第 16 条の 2 の規定に違反したことにより明渡しの請求を受けた者については 10 年、そのうち住宅条例第 5 条第 2 項各号に定める者は 5 年）を経過しない者がいないこと。

キ 原則として、保証人 1 名を立てることができること。

(2) 申込み用紙の交付

ア 場所

各社会福祉事務所及び各社会福祉事務所支所

イ 日時

平成 30 年 10 月 31 日（水）から同年 11 月 14 日（水）までの午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分まで。ただし、11 月 3 日（土）、4 日（日）、10 日（土）及び 11 日（日）を除く。

(3) 申込みの受付

ア 方法

市営住宅入居申込書を、申込者の居住地（市外に居住する場合は勤務

地)を所管区域とする社会福祉事務所又は社会福祉事務所支所に持参又は郵送により提出する。

イ 期間

平成30年11月 1日(木)から同月14日(水)までの午前 8時45分から午後 5時15分まで。ただし、同月 3日(土)、 4日(日)、10日(土)及び11日(日)を除く。

郵送の場合、期間内の消印のあるものは有効とする。

(4) 抽せん

ア 場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号
名古屋市役所西庁舎12階第10会議室

イ 日時

平成30年12月13日(木) 午前 9時30分

(5) 公募予定戸数

公営住宅
空家住宅 58戸

3 親子同居世帯向住宅

(1) 申込みの資格

ア 一つの住宅に同居しようとする親世帯及び子世帯であること。

イ 親世帯とは、高齢者世帯をいう。

ウ 子世帯とは、現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の予約者で平成31年 5月31日までに全員で入居できるもの及び事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、親世帯に属する者を除く。)がいる世帯をいう。

(2) 申込み用紙の交付

2(2)に同じ。

(3) 申込みの受付

2(3)に同じ。

(4) 抽せん

2(4)に同じ。

(5) 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 41戸

名古屋市健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課

名古屋市告示第 614号

有料公園施設等の供用時間の変更について

名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）第18条の 4第 2項の規定により、次のとおり有料公園施設等の供用時間を変更しますので、名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）第 6条第 3項の規定により告示します。

平成30年10月24日

名古屋市長 河 村 た か し

1 白鳥公園白鳥庭園

平成30年11月23日から同年12月 9日までの供用時間について、「午前 9時から午後 4時30分まで」を「午前 9時から午後 8時30分まで」に変更します。

2 白鳥公園庭園本館

平成30年11月23日から同年12月 9日までの供用時間について、「午前 9時30分から午後 4時30分まで」を「午前 9時30分から午後 8時30分まで」に変更します。

3 白鳥公園駐車場

平成30年11月23日から同年12月 9日までの供用時間について、「午前 8時45分から午後 5時まで」を「午前 8時45分から午後 9時まで」に変更します。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第 615号

有料公園施設等の無料開園について

名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）第13条の 2第 1項第1号の規定により、次のとおり有料公園施設等を無料開園します。

平成30年10月24日

名古屋市長 河 村 た か し

1 有料公園施設等の名称

白鳥公園白鳥庭園

2 期日

平成30年11月25日

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第 616号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形 質変更時届出管理区域の指定について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条の 8第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

平成30年10月25日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定する区域

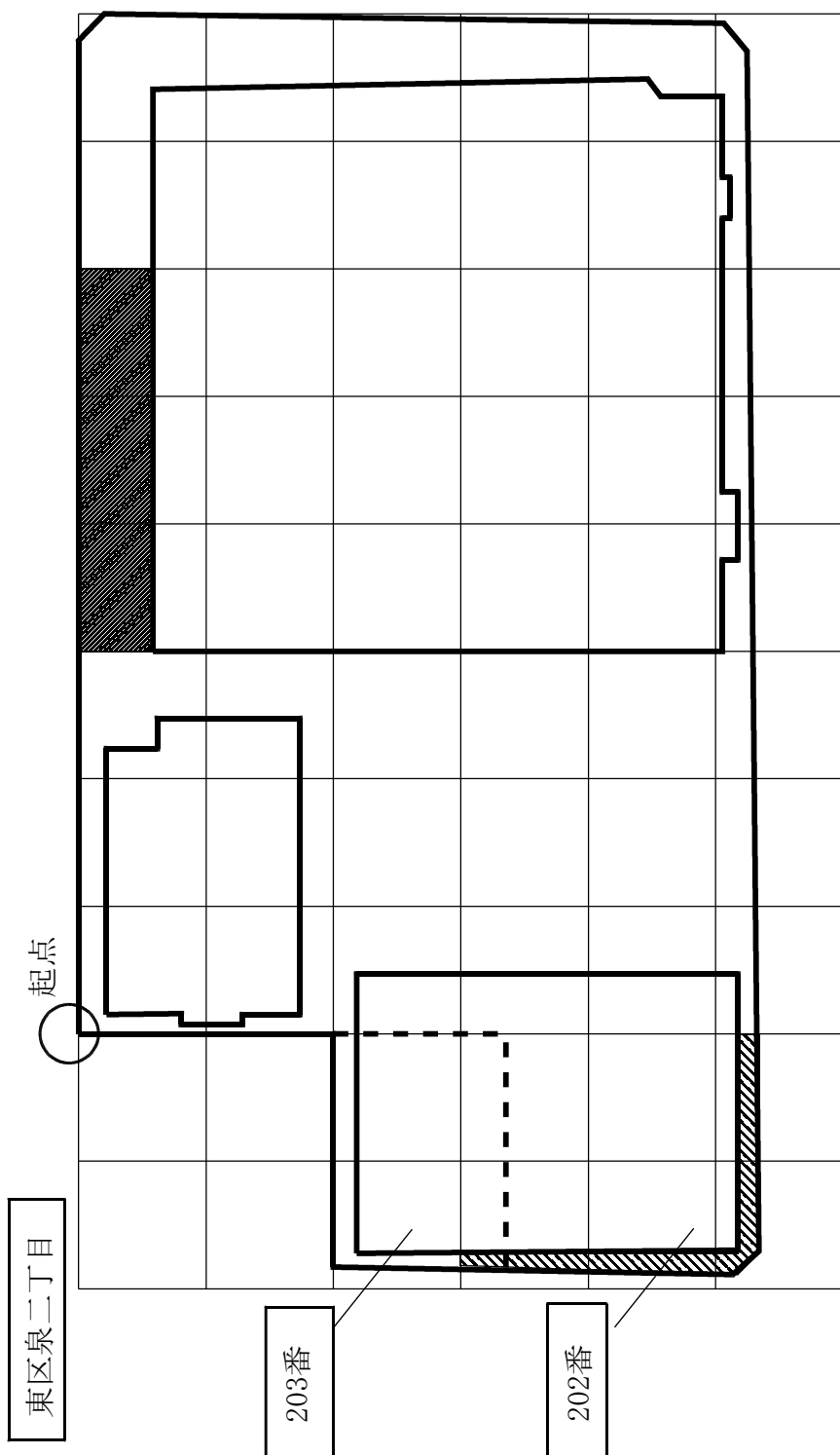
名古屋市東区泉二丁目 202番の一部及び 203番の一部（詳細は、別紙のとおり）

2 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

砒^ひ素及びその化合物

ふっ素及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課



凡例

 : 調査対象地

--- : 筆の境界

 : 形質変更時届出管理区域 (砒素及びその化合物 (土壤溶出量基準不適合))

 : 形質変更時届出管理区域 (ふっ素及びその化合物 (土壤溶出量基準不適合))

名古屋市告示第 617 号

個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定

名古屋市市税条例（昭和37年名古屋市条例第45号）第18条第 4 項に規定する個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金として、次の者に対する寄附金を指定します。

平成30年10月26日

名古屋市長 河 村 た か し

寄附金を受領する者	寄附金を受領する者の 所在地	備 考
学校法人名古屋学院 大学	名古屋市熱田区熱田西 町 1 番25号	平成30年 1 月 1 日以後に 個人が支出する寄附金

名古屋市財政局税務部税制課

名古屋市教育委員会告示第23号

指定管理者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を次のとおり指定しました。

平成30年10月26日

名古屋市教育委員会教育長 杉 崎 正 美

1 指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
名古屋市志段味古墳群 歴史の里	名古屋市中区栄二丁目2番5号 しだみの里守グループ 代表者 竹 尾 聡

2 指定の期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

名古屋市教育委員会事務局生涯学習部文化財保護室

正

誤

平成30年10月24日付名古屋市公報第1280号中の訂正について

ページ	3
件 名	目次
誤	
正	（削除）

なお、名古屋市公報第1280号の該当ページは、本日訂正しました。